

# 第7期斑鳩町障害福祉計画・ 第3期斑鳩町障害児福祉計画

概要版

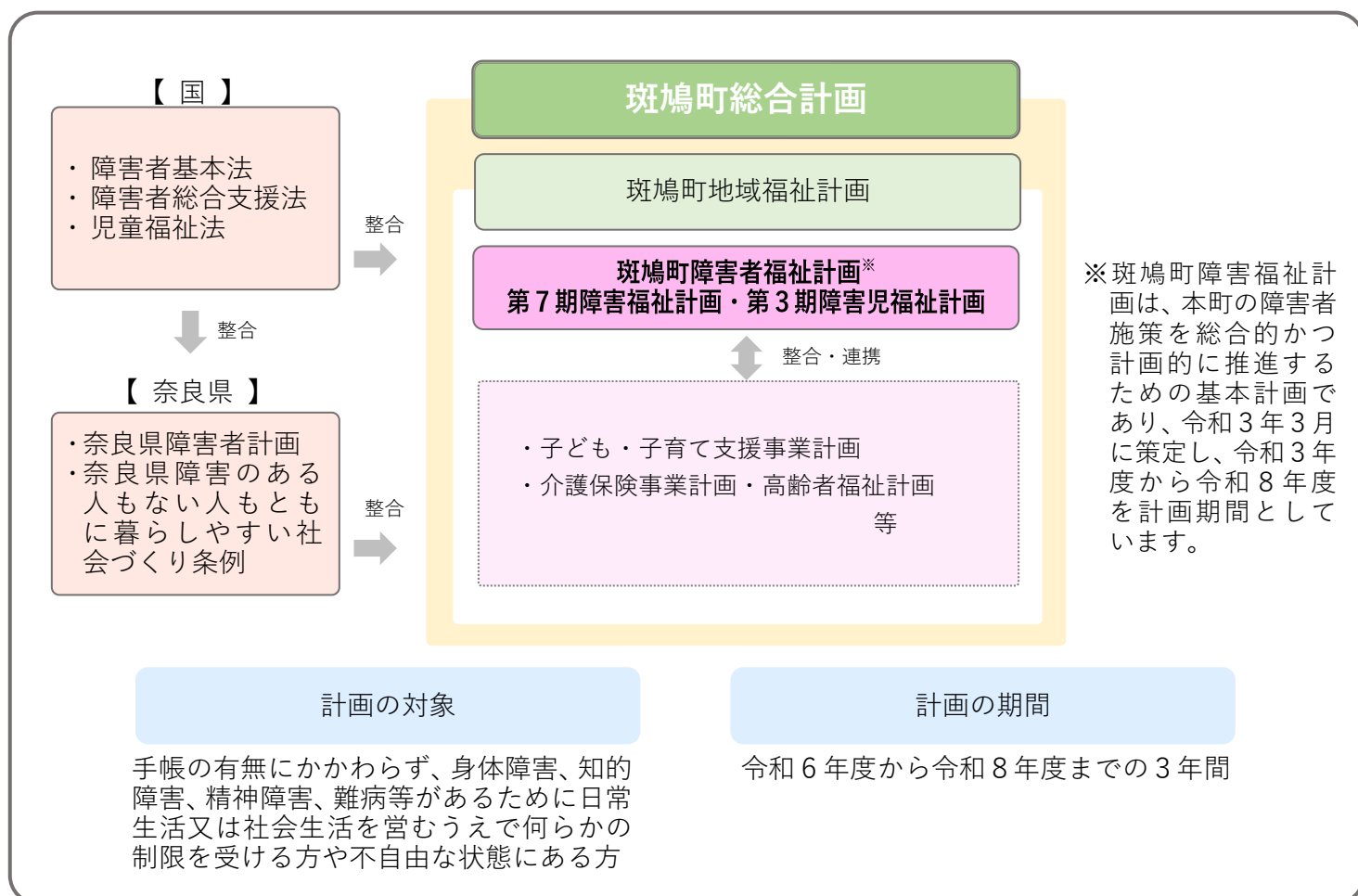
## 計画策定の背景と趣旨

近年、障害のある人一人ひとりの状態や障害の特性に応じた切れ目のない支援により誰一人取り残さない社会の実現に向けて、すべての障害のある方が、住み慣れた地域で自立した生活や社会参加を実現し、生きがいを持って安心して生活できるまちづくりが求められています。また、発達上の課題を抱える子どもの相談および支援のため、行政、専門家、教育機関等が連携し情報や対応を途切れさせることなく一貫して対応していくことも必要となっています。

このような背景のもと、本町における障害者施策の一層の充実を目指しニーズに即した必要なサービス量等を位置付けるため、新たに令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第7期斑鳩町障害福祉計画・第3期斑鳩町障害児福祉計画」を策定します。

## 計画の位置づけ・対象・期間

国の基本指針に基づき、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画であり、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけます。

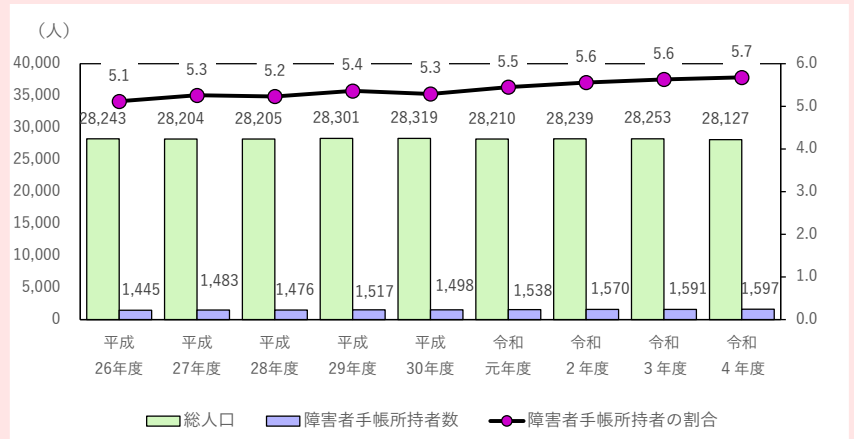


## 障害のある人を取り巻く概況

### ■人口、障害者手帳所持者数の推移

本町の総人口は減少傾向にあり、令和4年度は28,127人となっています。

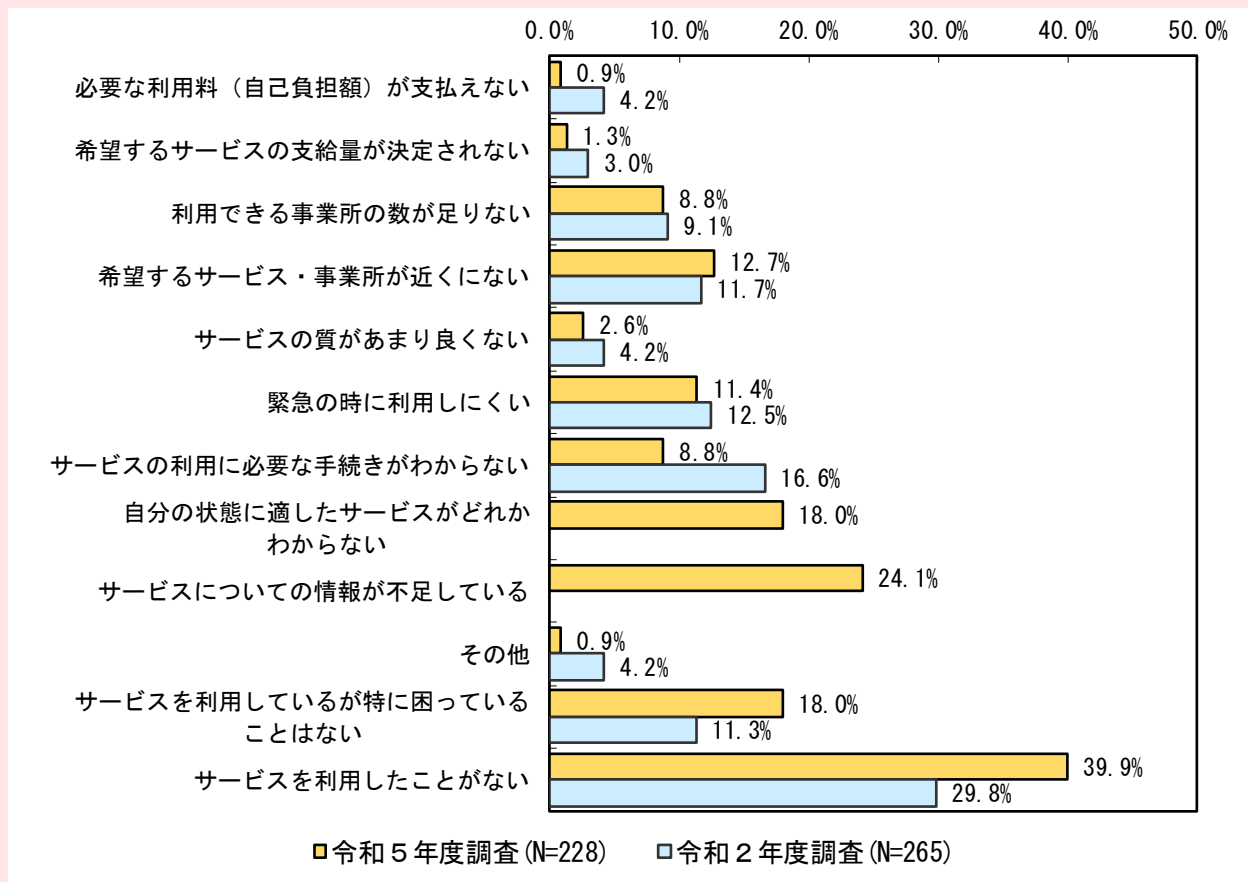
障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度の所持者数は1,597人、総人口に占める割合は5.7%となっています。



資料：人口は住民基本台帳（各年度3月末現在）、障害者手帳所持者数は福祉課（各年度末現在）

### ■障害福祉サービスについて困っていること

アンケート調査では福祉サービスを利用したことがない人が大きく増加しています。背景として、自分に必要な福祉サービスがわからない、または、どのような福祉サービスがあるのかわからないという人も多いと考えられます。福祉サービスに関する情報提供や相談体制の充実を図り、適切なサービス利用につながるよう支援していくことが大切です。



※「サービスについての情報が不足している」と「自分の状態に適したサービスがどれかわからない」は令和5年度調査で新たに設定した選択肢。

## 基本理念

<基本理念>

ふれあいと支えあいの“わ”を広げ、ともに生きるまち斑鳩

輪

すべての人が  
つながり支え合う

すべての人がつながり支え  
合う関係性のこと

和

和を以て貴しと  
なす

「和を以て貴しとなす」の  
考え方を踏まえ、多様な価値  
観の人々が同じ目標をも  
とに団結すること

環

支える・支えられる関  
係性を超えて  
つながる

支える・支えられる関係性  
を超えてつながる地域共生  
社会の考え方を踏まえた包  
括的な連携体制のこと

## 障害福祉計画・障害児福祉計画の考え方

【障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項（国の基本指針）】

基本的理念	障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援</li> <li>② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等</li> <li>③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</li> <li>④ 地域共生社会の実現に向けた取組</li> <li>⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援</li> <li>⑥ 障害福祉人材の確保・定着</li> <li>⑦ 障害者の社会参加を支える取組定着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障</li> <li>② 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障</li> <li>③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実</li> <li>④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進</li> <li>⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実</li> <li>⑥ 依存症対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 相談支援体制の充実・強化</li> <li>② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保</li> <li>③ 発達障害者等に対する支援</li> <li>④ 協議会の活性化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域支援体制の構築</li> <li>② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援</li> <li>③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進</li> <li>④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備</li> <li>⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保</li> </ul>



## 障害者（児）福祉サービスの見込

### 令和8年度の成果目標と活動指標

#### （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方	目標値	
施設入所者数	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数（19人）から5%以上削減。	令和8年度末の施設入所者削減数	1人
地域生活移行者数	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数（19人）から6%以上が地域生活に移行。	令和8年度末までの地域生活移行者数	1人

#### （2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	年2回以上	年2回以上	年2回以上
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	14人	14人	14人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	7人	7人	8人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	0人	0人	1人

#### （3）地域生活支援拠点等の充実

	国の基本指針	設定の考え方	目標値	
地域生活支援拠点等の充実	令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。	西和7町圏域での共同設置に向けてワーキングチームの活動を継続し、西和7町障害者等支援協議会を活用しながら、年4回以上の運用状況の検証及び検討を実施します。	地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	年1回以上	年1回以上	年1回以上

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標値		国の基本方針	設定の考え方
令和8年度までの一般就労移行者数	6人	就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。	令和3年度実績が3人であるが、令和8年度末時点で令和4年度実績(6人)と同数とします。
令和8年度までの一般就労移行者数(就労移行支援)	2人	令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。	令和8年度末時点で、令和3年度実績(1人)の1.31倍の2人とします。
令和8年度までの一般就労移行者数(就労継続支援A型)	1人	令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。	令和3年度実績見込みが0人のため、利用者の意思を尊重した相談支援に努め、令和8年度末までの一般就労への移行者数の目標を1人以上とします。
令和8年度までの一般就労移行者数(就労継続支援B型)	3人	令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。	令和8年度末時点で、令和3年度実績(2人)の1.28倍の3人とします。
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	4人	令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。	令和8年度末時点で、令和5年度実績(4人)と同数とします。

#### (5) 障害児支援の提供体制の整備等

目標値		国の基本方針	設定の考え方
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	1箇所以上(圏域)	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。	西和7町及び関係機関で協議を進め、西和7町圏域で1箇所以上の設置を目標とします。
令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所以上(圏域)	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。	児童発達支援センターの設置に向けた協議と連動させて協議を進め、令和8年度末までの体制整備を目標とします。
令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1箇所(圏域)	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	西和7町障害者等支援協議会を活用し、相談支援事業所、教育・保育機関等と協働し、協議の場を設け、教育・保育内容の充実を図ります。
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人以上(圏域)	令和8年度末までに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	令和8年度末までに西和7町で1人以上の配置を目標とします。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	16人	16人	16人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1人以上	1人以上	1人以上

#### (6) 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本方針	設定の考え方
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等行うために必要な協議会の体制を確保	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。	西和7町及び委託相談事業所等と協働しながら体制整備に努めます。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

	国の基本方針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。	西和7町と協働しながら体制整備に努めます。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	4回以上(圏域)	4回以上(圏域)	4回以上(圏域)

障害福祉サービスの利用状況と利用見込み

	サービス名	単位	見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ)	人分	75	82	90
		時間分	1,286	1,375	1,470
	重度訪問介護	人分	2	2	2
		時間分	188	188	188
	同行援護	人分	18	19	19
		時間分	166	175	175
	行動援護	人分	14	15	17
		時間分	167	201	234
	重度障害者等包括支援	人分	0	0	0
		時間分	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	人分	87	87	87
		時間分	1,610	1,610	1,610
	自立訓練(機能訓練)	人分	2	2	2
		人日分	28	28	28
	自立訓練(生活訓練)	人分	3	3	3
		人日分	42	42	42
	宿泊型自立訓練	人日分	0	0	0
	就労選択支援	人日分	0	0	1
	就労移行支援	人分	11	11	12
		人日分	112	112	122
	就労継続支援(A型)	人分	23	23	24
		人日分	355	355	370
	就労継続支援(B型)	人分	73	82	92
		人日分	955	1,073	1,203
	就労定着支援	人分	2	2	2
	療養介護	時間分	4	4	5
短期入所	人日分	65	71	78	

	サービス名	単位	見込み			
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居住系サービス	共同生活援助	人分	38	41	45	
	施設入所支援	人分	19	18	17	
	自立生活援助	人分	0	0	1	
計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	サービス利用計画作成・計画相談支援	人分	211	222	233	
	地域移行支援	人分	0	0	1	
	地域定着支援	人分	0	0	1	
	指定特定相談支援事業所	指定件数	1	1	1	
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	
		相談延べ件数	747	878	1,032	
	地域支援協議会（自立支援協議会）	設置件数	1	1	1	
地域生活支援事業	理解促進啓発事業	実施有無	有	有	有	
	自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	
	手話通訳者派遣事業	登録人数	8	8	8	
	要約筆記者派遣事業	派遣件数	2	2	2	
	手話通訳者設置事業	設置者数	2	2	2	
	重度身体障害者入院時コミュニケーション支援事業	派遣件数	1	1	1	
	介護訓練支援用具	件	1	1	1	
	自立生活支援用具	件	3	3	3	
	在宅療養等支援用具	件	5	5	5	
	情報・意思疎通支援用具	件	9	9	9	
	排泄管理支援用具	件	344	344	344	
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	1	1	
	移動支援	実利用者数	101	105	109	
		延べ利用時間	7,500	7,725	8,000	
	地域活動支援センター事業	I型	人	10	10	10
		II型	人	0	0	0
		III型	人	2	2	2
	成年後見制度利用支援事業	町長申立数	1	1	1	
	成年後見制度法人後見支援事業	受任件数	4	4	5	
	手話奉仕員養成研修事業	実講習修了者数	18	18	18	
	声の広報	発行回数	34	34	34	
	自動車運転免許助成事業	利用件数	1	1	1	
	重度身体障害者自動車改造費助成事業	利用件数	1	1	1	
更生訓練費の給付	利用人数	1	1	1		

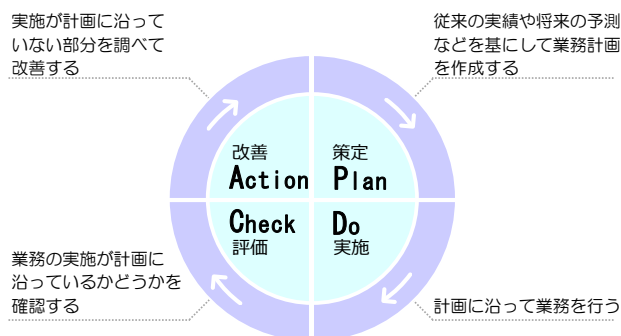
	サービス名	単位	見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援事業	日中一時支援事業	実利用者数	7	7	7
		利用時間数	1,661	1,890	2,119
	訪問入浴事業	利用人数	1	1	1
	療育教室の開催	参加人数	25	25	25
	福祉ホーム利用支援事業	利用人数	0	0	1

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人分	80	80	80
	人日分	384	384	384
医療型児童発達支援	人分	2	2	2
	人日分	8	8	8
放課後等デイサービス	人分	143	163	185
	人日分	1,249	1,424	1,616
保育所等訪問支援	人分	20	20	20
	人日分	9	9	9
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	1
障害児支援利用計画	人分	146	148	150



## 計画の推進

- 計画の推進にあたっては、住民の協力が得られるよう働きかけるとともに、地域活動団体や、身体障害者福祉協会等の関係団体との連携を強化し、住民、地域、行政の三者協働による施策の展開を目指します。
- 障害者に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健・医療・教育等広範な分野にわたるため、町の障害福祉担当が中心となり、他の関連する担当課・庁内関連機関との相互連携のみならず、近隣市町とも協力し合い、本計画を推進します。
- 広報やホームページ等を通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供を図ります。
- 計画にPDCAサイクルを導入し、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認める時は、計画を変更することその他の必要な措置を講じます。
- 斑鳩町障害者福祉計画推進協議会で計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行うことにより、計画の円滑な進行管理に努めます。
- 西和7町障害者等支援協議会でも、計画の進捗状況の報告及び評価を行っていきます。



**第7期斑鳩町障害福祉計画・第3期斑鳩町障害児福祉計画 概要版**  
 令和6年3月発行  
 斑鳩町役場 住民生活部 福祉課  
 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号  
 TEL：(0745) 74-1001  
 FAX：(0745) 74-1011